一般社団法人 家財整理相談窓口における入会および会費等に関する規則

一般社団法人家財整理相談窓口(以下「本会」という。)が、本会定款(以下「定款」という。)に基づき定める入会および会費規則を以下のとおり定める。

第1条(目的)

本会を運営するために会員は、以下に定める会費を納入する。

第2条(入会)

- 一、新たに会員として入会しようとする者は、別紙の入会申込書により、本会代表理事に入会を申し込まなければならない。
- 二、第1項の申し込みに際して、下記書類を添付しなければならない。
 - ① 別紙の誓約書
 - ② 別紙の代表者の履歴書
 - ③ 登記事項証明書(取得から3ヶ月以内)ただし、個人事業主の場合は代表者の住民票(本籍 地記載ありで取得から3ヶ月以内)
 - ④ 事業を営んでいる証明書類 (パンフレット等)
 - ⑤ 事務所等の写真

第3条 (会費の額)

- 一、正会員の会費の額は、入会費を10万円、年会費2万4千円を一口とし、一口以上とする。
- 二、準会員の会費の額は、入会費を1万円、年会費2万4千円を一口とし、一口以上とする。
- 三、賛助会員の会費の額は、年会費3万6千円を一口とし、一口以上とする。

第4条(会費の納入等)

- 一、正会員、準会員および賛助会員は、本会事務局が指定する振込口座に定款第32条に定める事業 年度の当初から2月以内に納入する。なお、入会が期の半ばである場合は、入会日から2月以内 に納入するものとし、月割分を納入する。
- 二、振込にかかる手数料は、会員が負担する。
- 三、既に納めた会費については、その理由の如何を問わず返還しない。
- 四、準会員から正会員になる場合は、準会員時に納入した入会費と正会員の入会費との差額分を2月 以内に納入する。

第5条 (規則の変更)

この規則の変更は総会において議決する。

附則

この規則は、本会の設立の日(平成27年2月12日)から施行する。